

放射能対策特別委員会調査報告書



福島第一原子力発電所3号機（23.3.15撮影）

（株東京電力HPより転載）

平成27年6月

白河市議会放射能対策特別委員会

1. 放射能対策特別委員会の設置

平成23年12月定例会最終日（平成23年12月20日）に、「平成23年3月の東日本大震災に起因して、福島第一原子力発電所の水素爆発事故が発生し、放射性物質を大量にまき散らしたことによる被ばくや汚染等を踏まえ、放射能対策のあり方について調査・研究すること」を目的に、7人の委員構成による放射能対策特別委員会が設置され、同日開催された第1回委員会において、委員長に須藤博之議員、副委員長に戸倉耕一議員が選任された。

委員長	須藤博之	副委員長	戸倉耕一
委員	北野唯道	委員	縄田角郎
委員	石名国光	委員	飯村守
委員	深谷弘		



福島第一原子力発電所3号機（空撮・23.3.17撮影）

（株東京電力HPより転載）

2. 審査及び活動の経過（設置～平成25年6月定例会まで）

平成23年12月20日から平成25年6月7日までに、18回の委員会を開催した。なお、審査及び活動経過は次のとおりである。

平成23年12月20日 「第1回委員会」

【委員7名出席】

○平成23年12月定例会最終日に本特別委員会設置。

委員長 須藤博之議員、副委員長 戸倉耕一議員を選任した。

平成23年12月27日 「第2回委員会」

【委員7名出席】

【議員1名（議長代理副議長）出席】

○今後の委員会の進め方について協議をした。

平成24年 1月23日 「第3回委員会」

【委員7名出席】

【議員2名（正副議長）出席】

【執行部（市長公室担当理事兼放射線対策室長ほか）】

○放射能対策の状況等について（除染計画について）

・当局の説明を受け協議をした。

○1月31日～2月13日まで議員に対し、「市民アンケートを検討するための参考意見調査」を実施した。



市役所駐車場に設置されたモニタリングポスト

（平成24年1月18日撮影）

平成24年 2月23日 「第4回委員会」

【委員6名出席】

【議員2名（議長及び欠席委員代理）出席】

【執行部（市長公室担当理事兼放射線対策室長ほか）】

○放射能対策の現状について

・当局の説明を受け協議をした。

○議員アンケートの結果について報告。

・本委員会における委員からの意見を集約した。

平成24年 3月 6日 「第5回委員会」

【委員7名出席】

【議員1名（議長）出席】

○調査研究テーマについて、協議をした。

平成24年 3月 9日 「第6回委員会」

【委員7名出席】

【議員1名（議長）出席】

- 「福島県内全ての原子力発電所の廃炉を求める決議」について
 - ・委員会提出議案として、決議案文を決定した。（資料1）
- 除染モデル実証事業等の成果報告会の傍聴について
 - ・3月26日福島市内で開催される報告会に委員会として行政調査として参加を決定、委員外議員の参加についても任意で参加することを確認した。

平成24年 3月19日 「平成24年3月定例会特別委員会委員長報告」

○特別委員会委員長報告（中間報告）

- ・須藤委員長から定例会最終日本会議において報告された。

平成24年 3月26日 「第7回委員会」

【委員7名出席】

【議員1名出席】

【事務局随行2名】

- 除染モデル実証事業等の成果報告会（福島市）へ参加
 - ・除染モデル実証事業報告会に参加して、委員間の意見を集約し確認した。



第7回委員会

（除染モデル実証事業等の成果報告会）

平成24年 4月26日 「第8回委員会」

【委員7名出席】

【議員1名（議長）出席】

【執行部（市民生活部長、産業部長ほか）】

- 農地の除染について
 - ・当局の説明を受け協議をした。

- 平成24年3月議会における放射能関係一般質問及び答弁について
- ・同定例会の放射能関係の一般質問について、会議録を素に質問及び答弁の内容について確認した。



第8回委員会

平成24年 5月18日 「第9回委員会」

【委員7名出席】

【議員1名（議長）出席】

【執行部9名（市民生活部長、保健福祉部長ほか）】

- 18歳未満の子どもの健康問題について
 - ・当局の説明を受け協議をした。
- 委員会で取り組むテーマについて
 - ・委員会で取り組むテーマについて、委員間の意見を協議した。

平成24年 7月17日 「第10回委員会」（市民産業常任委員会合同）

【委員7名出席】

【執行部（市民生活部長ほか）】

【事務局随行1名】

- 仮置き場の現地視察について
 - ・表郷地域、白河地域及び大信地域仮置き場について、執行部の説明を受けた後、市民産業常任委員会委員と合同で現地を視察した。



第10回委員会

平成24年 8月17日 「第11回委員会」(教育福祉常任委員会合同)

【委員7名出席】

【執行部(市民生活部長、保健福祉部長ほか)】

【事務局随行1名】

- ホールボディカウンタ車による内部被ばく検査について
 - ・ホールボディカウンタ車による内部被ばく検査について、教育福祉常任委員会委員と市中央保健センターで検査の内容及びホールボディカウンタの説明を執行部及び委託受託者より受けた。
- 学校除染について
 - ・大信地域の学校除染について、執行部の説明を受けた後、教育福祉常任委員会委員と合同で現地を視察した。



第11回委員会

平成24年 9月11日 「第12回委員会」(市民産業常任委員会合同)

【委員5名出席】

【議員1名出席】

【執行部(市民生活部長ほか)】

【事務局随行1名】

○平成24年度産米の放射性物質の全袋検査について

- ・平成24年度産米の放射性物質の全袋検査について、市民産業常任委員会委員と白河農業協同組合五箇営農センターで検査の内容及び検査機器の説明を執行部及び検査機器メーカーより受けた。

○除染の経過について

- ・除染の経過について、執行部の説明を受け協議した。

平成24年 9月18日 「第13回委員会」

【委員7名出席】

○平成24年9月定例会における意見書の提出について

- ・委員会提出予定の意見書案文について、委員間の意見を協議した。

平成24年10月18日 「第14回委員会」

【委員7名出席】

○現地調査の総括について

- ・平成24年4月26日開催の「第8回委員会」農地の除染、平成24年7月17日開催の「第10回委員会」仮置き場及び平成24年9月11日開催の「第12回委員会」平成24年度産米の放射性物質の全袋検査についての現地検査について、各委員より総括的な意見を集約した。

平成24年11月12日 「第15回委員会」

【委員7名出席】

○現地調査の総括について

- ・前回開催の委員会で集約された意見を、「除染について」「健康問題について」「食の安全について」に分類し、再度、各委員より総括的な意見を集約した。

平成24年12月 3日 「第16回委員会」(市民産業常任委員会合同)

【委員7名出席】

【執行部(市民生活部長、保健福祉部長ほか)】

【事務局随行1名】

○大信地域個人住宅除染の現地調査について

- ・個人住宅除染について、市民産業常任委員会委員と大信地域内の個人住宅除染現場において現地調査を実施した。

○市への確認、要望事項について

- ・項目ごとに、執行部の説明を受け協議した。

○12月定例会提出意見書（案）について

- ・「原発事故から市民の健康を守る制度の充実と法整備を求める意見書(案)」
- ・「迅速な除染活動を進めるための措置を求める意見書（案）」
- ・「県産米の速やかな出荷のための検査体制の整備を求める意見書（案）」について、委員会提出議案とすることで決定した。（資料2、資料3及び資料4）



食品検査状況（旧急患センター内）

平成25年 4月25日 「第17回委員会」

【委員6名出席】

【執行部（市民生活部長ほか）】

- 大信地域仮置き場・白河地域仮置き場の現地調査について
- ・大信地域仮置き場・白河地域仮置き場の現地を視察した。

平成25年 6月 7日 「第18回委員会」

【委員7名出席】

- 調査研究の総括について
- ・特別委員会の設置期間が6月30日で満了となることから、6月定例会において委員長報告をするにあたり、これまでの調査研究について、各委員より意見を集約した。

平成25年 6月14日 「平成25年6月定例会特別委員会委員長報告」

- 特別委員会委員長報告（中間報告）
- ・須藤委員長から定例会開会日の本会議において報告された。

3. 審査及び活動の経過（平成25年6月定例会～第33回委員会まで）

平成25年 6月14日 「平成25年6月定例会」

○放射能対策特別委員会設置に関する決議の一部を変更、可決。(設置期限の明記を削除)

平成25年 9月24日 「平成25年9月定例会」

○委員の辞任

・9月定例会会期中に、北野唯道委員、戸倉耕一委員、飯村守委員及び須藤博之委員から委員の辞任届が提出され本会議において許可された。

○委員の選任

・辞任した委員の後任として、新たに、柴原隆夫議員、水野谷正則議員、大花務議員及び大竹功一議員が本会議において選任された。

○放射能対策特別委員会設置に関する決議の一部を変更、可決。(設置目的の一部を削除、追加)

平成25年 9月24日 「第19回委員会」

【委員7名出席】

○臨時委員長の選任

・須藤委員長、戸倉副委員長の委員辞任が許可されたことにより、正副委員長が欠けたため、年長委員の石名委員を臨時委員長として直ちに正副委員長の互選をした。

○委員長の互選

○副委員長の互選

・委員長に石名国光議員、副委員長に大花務議員が選任された。

委員長	石名国光	副委員長	大花務
委員	柴原隆夫	委員	水野谷正則
委員	縄田角郎	委員	大竹功一
委員	深谷弘		

平成25年11月18日 「第20回委員会」

【委員7名出席】

○今後の委員会の進め方について

・特別委員会の設置目的が変更されたこと、新たな委員が加わったことにより、委員会の今後の進め方について協議した。

平成25年12月19日 「第21回委員会」

【委員7名出席】

【議員1名(議長)出席】

【執行部(市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、教育部長ほか)】

○放射線対策における現状把握及び市への確認、要望事項について

・新たな委員が加わったことにより、関係する執行部各課の放射線対策の現状と市への確認、要望事項について、関係各課から説明を求め協議した。

平成26年 1月14日 「第22回委員会」

【委員7名出席】

【議員 1 名（議長）出席】

- 現地調査（ホールボディカウンタによる内部被ばく検査）について
 - ・市内（白河厚生総合病院）にホールボディカウンタによる内部被ばく検査機器が整備されたため、現地調査を実施した。また、委員自らも実際に検査を体験した。



第 2 2 回委員会

（ホールボディカウンタによる内部被ばく検査）

平成 2 6 年 3 月 3 日 「平成 2 6 年 3 月定例会」

○委員の辞任

- ・平成 2 6 年 2 月 2 4 日付けで、大竹功一委員から委員の辞任届が提出され、本会議において許可された。

○委員の選任

- ・辞任した大竹功一委員の後任として、新たに、藤田久男議員が本会議において選任された。

平成 2 6 年 4 月 2 3 日 「第 2 3 回委員会」

【委員 6 名出席】

【執行部（市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、教育部長ほか）】

○平成 2 6 年度における各部の放射能対策事業の概要について

- ・執行部より平成 2 6 年度における放射能対策事業の概要について説明を求め協議した
- ・委員より、(株)東京電力を参考人として招致し、福島第一原子力発電所の現状等について説明を求めることが提案され、次回委員会において協議することを決定した。

平成 2 6 年 6 月 2 0 日 「第 2 4 回委員会」

【委員 7 名出席】

○参考人の招致について

- ・(株)東京電力を参考人として招致する決定した。また、質問事項については、各委員が会派ごとに取りまとめることした。

平成26年 7月 8日 「第25回委員会」

【委員7名出席】

○参考人に対する質問事項について

- ・各委員から会派毎に提出された質問事項について、項目ごとに取りまとめ内容を協議した。

○参考人に対する質疑及び委員外議員の傍聴・質疑について

- ・次回開催の委員会において、参考人質疑の質疑方法等について、各委員から意見を求め協議した。

平成26年 7月18日 「第26回委員会」

【委員7名出席】

【議員13名出席】

【参考人7名（(株)東京電力役員等）出席】

【執行部（市民生活部長、放射線対策課職員）4名傍聴出席】

○参考人への質疑応答について



第26回委員会

(参考人(株)東京電力への質疑応答)

平成26年10月30日 「第27回委員会」

【委員6名出席】

○第26回特別委員会（参考人招致）の意見集約について

- ・前回（第26回）開催の委員会においての参考人質疑の質疑について、各委員から総括的な意見を集約した。

○今後の委員会の進め方について

- ・次回開催の委員会において、執行部に対し、放射能対策に関し質疑をすることとした。

平成26年11月10日 「全員協議会」

○特別委員会委員長報告

- ・委員長より第19回～第27回委員会までの調査内容について報告をした。

平成26年11月18日 「第28回委員会」

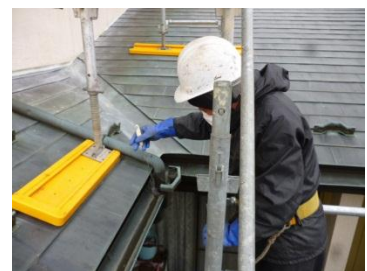
【委員6名出席】

○委員会質疑について

- ・第27回の委員会において、放射能対策に関し委員より出された質疑等について執行部に対し回答を求めた。

○その他

- ・中間貯蔵施設について、期限の平成27年1月が迫っていることから、早急に対策を講じるよう委員会として要望する意見が出された。



市内での除染作業の状況

平成26年12月11日 「第29回委員会」

【委員6名出席】

○「中間貯蔵施設建設の早期建設及び同施設への移送体制等の整備に関する決議（案）」について

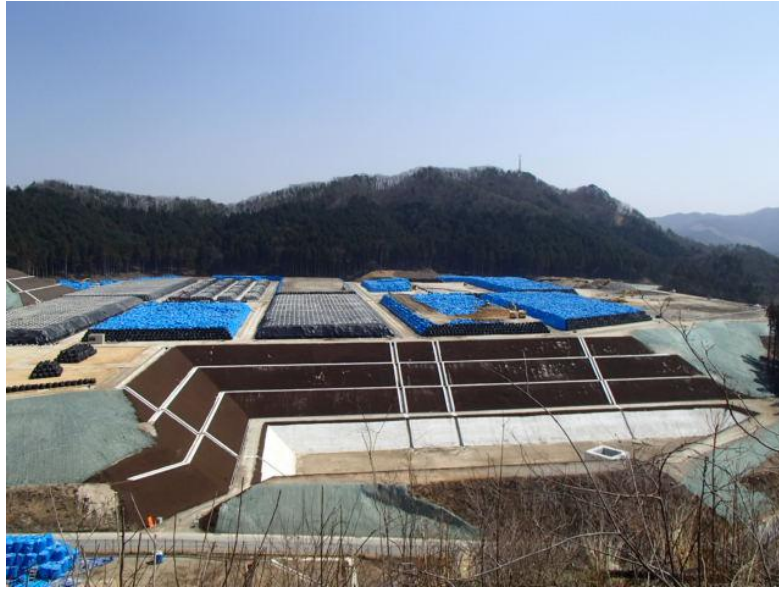
- ・第28回の委員会において、中間貯蔵施設について、期限の平成27年1月が迫っていることから、早急に対策を講じるよう決議文を全会一致により可決し、12月定例会期中に委員会提出議案として提出した。

平成26年12月19日 「平成26年12月定例会」

○決議案の議決

- ・放射能対策特別委員会より、委員会提出した「中間貯蔵施設建設の早期建設及び同施設への移送体制等の整備に関する決議」について、本会議最終日全会一致により議決した。

内容は別記のとおり。(資料5)



白河地域仮置場の状況（旗宿地内）

（平成26年12月25日撮影）

平成27年 2月 3日 「第30回委員会」

【委員7名出席】

- 中間貯蔵施設建設の早期建設及び同施設への移送体制等の整備に関する決議」を、要望書として、直接関係機関に提出することを決定した。提出日は、2月9日とすることを決定した。

平成27年 2月 9日 「第31回委員会」

【委員6名出席】

【議員2名出席】

【執行部（放射線対策課長）随員1名】

【事務局随員2名】

- 「中間貯蔵施設建設の早期建設及び同施設への移送体制等の整備に関する決議」を、要望書として内閣総理大臣に郵送、環境大臣、復興大臣については、環境省福島環境再生事務所、復興庁福島復興局を直接訪問し、須藤議長、戸倉副議長、特別委員6名が、要望書を直接手渡した。

また、福島県庁も訪問し、国への要望内容について説明し、県の支援・協力を求めた。



(第31回委員会)
(環境省福島環境再生事務所へ要望書を提出)



(復興庁福島復興局へ要望書を提出)



(福島県へ要望書の写しを提出)

平成27年 4月21日 「第32回委員会」

【委員6名出席】

【執行部（市民生活部長、関係課長ほか）】

○平成27年度における放射能対策事業の概要について

- ・執行部より、平成27年度における放射能対策事業の概要について説明を求め協議した。
- ・委員長から、これまでの特別委員会の活動等について総括してはどうか提起され、各委員もこれを了承した。

平成27年 6月 1日 「第33回委員会」

○委員の辞任の報告

・平成27年5月13日付けで、大花務委員から特別委員の辞任願が提出され、議長において、6月1日付けで許可されたことが報告された。

○委員の選任の報告

・辞任した大花務委員の後任として、新たに、藤田文夫議員が議長において同日、選任されたことが報告された。

○副委員長の互選

・副委員長が空席となったため、副委員長の互選が行われ、藤田文夫委員が選任された。

○放射能対策特別委員会調査報告書（案）について

・放射能対策特別委員会調査報告書（案）について各委員から意見を聴取し、委員会調査報告書を取りまとめた。

6月定例会での、委員会報告の案文については、委員長に一任とした。

4. 総括

「平成23年3月の東日本大震災に起因して、福島第一原子力発電所の水素爆発事故が発生し、放射性物質を大量にまき散らしたことによる被ばくや汚染等を踏まえ、放射能対策のあり方について調査・研究すること」を目的に、7人の委員構成による放射能対策特別委員会が、平成23年12月定例会において設置されました。

また、平成25年9月定例会において、設置目的を一部変更し、「原発事故に伴う不利益の改善について調査・研究すること」とし、これらの設置目的に沿ってこれまで、33回にわたる委員会を開催し、原発事故に起因する諸案件について調査、研究をして参りました。

平成27年2月9日には、内閣総理大臣、環境大臣、復興大臣に対して、中間貯蔵施設建設の早期建設及び同施設への移送体制等の整備について早急に対応されるよう、要望書を提出いたしました。

白河市においては、原発事故に起因した農産物等の風評被害、農商工業者への賠償、除染などについて全て問題が解決したわけではありません。

特別委員会を通して様々な協議や議論、調査、研究が行われ、一定の成果が得られたものと考えておりますが、今後も、白河市民の安全・安心のため、放

射能に関する諸問題を市当局とともに議会が一丸となって取り組まなければならないと考えております。

この間、市長をはじめ、市当局の関係職員の御労苦に対して、心より感謝申し上げますとともに、議長、議員各位のご協力と各委員における課題に関する調査研究、会派の意見調整などの取組みに対しても、心より感謝を申し上げ、放射能対策特別委員会の報告とさせていただきます。

—参考資料—

(資料1)

福島県内全ての原子力発電所の廃炉を求める決議

昨年3月11日の東日本大震災を原因とする東京電力福島第一原子力発電所事故により、我が国の原子力安全神話は完全に崩壊した。

この事故は、広範囲に深刻かつ甚大な影響を及ぼしており、市民の命や健康、そして人々の暮らしや家族の絆までも脅かし、豊かで美しい白河の自然を汚している。

事故から1年を経過した現在でも、多くの県民は塗炭の苦しみの中にあり、放射能被曝による人体への影響に不安な生活を過ごしており、特に、将来を担う子どもたちへの影響が心配されている。

また、市内の事業者や生産者等は、放射能汚染や風評被害による影響で深刻な被害を受け、地域経済は大きく落ち込んでいる。

このような中、度重なる余震は現在も続き、更に危険性を増しており、原子炉の稼働が停止しているとはいえ、再発の懸念を払拭することはできない。

よって、白河市議会は、県内全ての原子力発電所の廃炉なしでは、福島県の復興を実現することはあり得ないと考え、県内全ての原子力発電所を廃炉にすることを強く求める。

以上、決議する。

平成24年3月19日

内閣総理大臣
文部科学大臣
原子力災害現地対策本部長
東京電力株式会社取締役社長

白河市議会議長 高橋 光雄

(資料 2)

原発事故から市民の健康を守る制度の充実と法整備を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散により、被災地域の住民は永きにわたる低線量被ばくによる健康不安を危惧しながらの生活を余儀なくされている。

低線量被ばくが人体へ及ぼす影響については、科学的に十分な解明がなされていないことから、住民の健康不安は払拭されないまま、生涯にわたり健康不安と向き合いながらの生活を続けなくてはならず、一刻も早い心身の健康管理についての充実・強化の対応が求められている。

また、今般の原子力発電所の事故による問題は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきた原子力政策に起因する災害であり、国は社会的な責任を負い、住民の心身の健康と安全を守らなくてはならない。

よって、国においては、住民の心身の健康と安全を守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 国の責任において、全市民を対象に、がん検診を含む健康診断を実施すること。
2. 本市の全ての子どもに対する甲状腺検査を速やかに完了すること。
また、全ての市民に対する内部被ばく検査、血液検査を含む、生涯にわたる定期的な被ばくの影響に関する検査・健康診断を速やかに実施すること。
3. 検診及び検査によって原発災害との因果関係が疑われる異常が認められた患者に対しては、国の責任において最先端の治療を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
復興大臣

白河市議会議員 高橋 光雄

(資料3)

迅速な除染活動を進めるための措置を求める意見書

昨年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、大量かつ広範に放射性物質が拡散し、市民は健康への不安を募らせている。

本市では、市民の不安を解消し、一日でも早く震災前の生活を取り戻すため、放射線量の低減を目指して除染を行う必要があることから、白河市除染計画を策定し、計画に基づいた除染に取り組んでいるところである。

しかし、除染で出る汚染土などを保管する中間貯蔵施設が未だに設置されず、仮置き場の設置についても地域住民の理解を得られない地域があるため、本格的な除染作業がなかなか進まない状態である。

については、国において、除染等の作業を円滑に実施するための十分な措置を講じるよう、下記のとおり強く要望する。

記

1. 中間貯蔵施設を早期に設置し、除染作業により生じた汚染土壌等の搬出時期を含めた具体的な工程表を示すこと。
2. 仮置き場設置における周辺環境及び健康に関する安全性について、市民が理解できるよう、専門的な知見からの技術支援を行うこと。
3. 仮置き場設置に伴い発生する、周辺住民に対する風評被害についても補償対象とすること。
4. 仮置き場の設置基準については、単に費用対効果から検証するのみならず、リアルタイム線量計を設置するなど、周辺住民が常に安全性を確認できる構造を確立するなど住民の理解も得られることにも配慮すること。
5. 個人や企業が、市除染計画に準じて独自に行った除染費用についても、国において確実に負担すること。
6. 農業用水路においても、放射線量が高い土砂がたまり、水田への影響や農業作業への影響が懸念されることから早期に農業用水路の除染工法を示すこと。
7. 学校や住宅地に隣接する森林の除染をガイドラインに沿って実施しても空間線量への影響が低減されないことから、効果的な森林除染の工法を示すこと。
8. 山林や河川などの自然環境における生態系への放射能による影響を継続的に調査すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
復興大臣
福島県知事

白河市議会議長 高橋 光雄

(資料4)

県産米の速やかな出荷のための検査体制の整備を求める意見書

東京電力第一福島原子力発電所の事故により、23年産米から暫定規定値を超える数値が検出され、県産米の流通、販売に大きな影響を及ぼし、本市の稲作は深刻な状況に置かれている。

また、米の食品衛生法上の放射性セシウム濃度の基準値が100Bq/kgとなり、これまでの調査結果から、立地条件やほ場条件、栽培環境等により玄米中の放射性セシウム濃度にはばらつきが見られることなどから、食品としての安全を確認する体制の整備が必要となった。

そのため、政府での米の抽出モニタリング検査を実施だけでは、県産米の安全性を確保できないことから、県では、県内全域で独自の全量全袋検査を実施しているところである。

しかし、米の抽出モニタリング検査と全量全袋検査による出荷時期の遅れや、須賀川市旧西袋村の玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されたことによる旧市町村単位での出荷制限など、農家や消費者を戸惑わせている。

このため、全量全袋検査と抽出モニタリング検査を継続しながらも、県産米の安全性を確保し、速やかな出荷体制を整備するため、下記のことについて強く要望します。

記

1. 安全な県産米が速やかに出荷できるように、福島県における抽出モニタリング検査を見直し、全量全袋検査を基準とした検査体制の整備を図ること。
2. 全量全袋検査による基準値を超える放射性セシウムが検出された場合の出荷制限対象が旧市町村単位であることを見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
福島県知事

白河市議会議員 高橋 光雄

(資料5)

中間貯蔵施設の早期建設及び同施設への移送体制等の整備に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質は、今なお住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

中間貯蔵施設を被災地である福島県内に建設せざるを得ない現状は、周辺地域の住民感情はもとより、我々福島県の住民にとって過酷な現実であるが、除染作業の一層の進捗を図るためには一刻も早い中間貯蔵施設の建設と供用開始が必要である。

現在も、放射性物質を含む土壌、汚泥、放射性廃棄物は日々増え続けており、中間貯蔵施設の整備が遅れることで、仮置きの状態が長期となることにより、仮置き場周辺の住民の放射線への不安が大きくなることも予想される。

放射性物質の問題は、福島県及び県内市町村復興の大きな足かせとなっており、除染の推進が復興の鍵と言っても過言ではない。これらの問題は東京電力福島第一原子力発電所事故に起因するものであり、国及び東京電力の責任のもとで解決されなければならない。

よって、白河市議会は、次の事項について強く要望する。

- 1 除染による放射性物質を含む土壌、汚泥、放射性廃棄物等の中間貯蔵施設の建設を、国の責任において早期かつ着実に進めること。
- 2 各自治体の仮置場が最終処分場と化すことが決してないよう、中間貯蔵施設への移送体制等の早期整備に努めること。

平成26年12月19日

内閣総理大臣
環境大臣
復興大臣

白河市議会議長 須藤 博之

白河市議会放射能対策特別委員会

委員長 石 名 国 光
委員 柴 原 隆 夫
委員 縄 田 角 郎
委員 藤 田 久 男

副委員長 藤 田 文 夫
委員 水野谷 正 弘
委員 深 谷